

令和3年度愛知支部事業計画 及び具体的な取組み事項について



目次

1. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）の概要	．．．．．	2
2. 愛知支部運営方針	．．．．．	4
3. 令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項	．．．．．	5
・ 効果的なレセプト点検の推進		
・ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進		
・ 生活習慣病予防健診の受診率向上		
・ 事業所健診データ取得数の向上		
・ 特定健診の受診率向上		
・ 特定保健指導の実施率の向上		
・ コラボヘルスの推進		
・ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進		
・ ジェネリック医薬品の使用促進		
・ 医療費適正化に向けた取組み		
(参考) 令和3年度 愛知支部事業計画	．．．．．	28
・ 基盤的保険者機能		
・ 戦略的保険者機能		
・ 組織・運営体制の強化		

保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組

（１）基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営【新】
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

（２）戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育（特に身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

（３）組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】

令和3年度 愛知支部運営方針

令和3年度 協会けんぽ愛知支部の運営方針

3年度 4年度 5年度

基本使命

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

基本使命の実現を図るための3つの機能

基盤的保険者機能

戦略的保険者機能

組織・運営体制の強化

加入者・事業所の信頼に応える
「愛知県トップの保険運営」を目指します。

主な取組み

業務の標準化・効率化・簡素化の推進

健診受診及び受診後のサポートの強化

関係団体や自治体と連携した健康宣言事業の推進

健診・医療データを活用した事業の推進

活気に満ちた働きがいのある職場づくり

お客様窓口や執務室内に
掲示し、啓発に努めてお
ります

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

効果的なレセプト点検の推進	
事業計画	i) レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む
K P I	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率対前年度以上 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) ・令和2年度の点検実績を確認し、体制の大幅見直しをしたうえで行動計画を策定し、P D C Aを確実に進める (下期) ・今年度上期の点検実績を確認し、問題課題を分析しP D C Aを確実に進める

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取り組み事項

効果的なレセプト点検の推進	
事業計画	ii) 無資格や業務上等、給付適用外の請求への対応および第三者行為に係る求償事務を適切に実施し、保険給付の適正化を推進する
K P I	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率対前年度以上 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
具体的な取り組み 目標数値 等	(上期) (下期) ・ 手順書に基づく点検手順の確実な履行 ・ 管理者の手引きに基づく進捗確認の徹底

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

事業計画	i) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者への返納催告を行うことを徹底する。また、事業主等への保険証回収の周知徹底、および保険証回収不能届を活用した電話催告等により、債権の発生を未然に防ぐ
K P I	①資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率対前年度以上 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) ・資格喪失後2週間以内に一次催告を実施 （+2週間で二次催告） ・保険証回収不能届受理後、速やかに電話催告を実施 (下期) ・資格喪失後2週間以内に一次催告を実施 （+2週間で二次催告） ・保険証回収不能届受理後、速やかに電話催告を実施

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

事業計画	ii) 保険証の未回収が多い事業所に対し、データを活用して文章等による資格喪失届への保険証の添付の徹底を周知する
K P I	①資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率対前年度以上 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) (下期) ・本部回収データを活用し、保険証回収が思わしくない事業所に対し、文書等による証の早期回収を周知

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

保険証返納催告文書 (加入者向け)

作成年月日 令和3年3月17日
お問い合わせ番号

450-6363
名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋23階
全国健康保険協会 愛知支部
052-856-1490

健康保険被保険者証の返納について

本ご案内作成年月日時点において、下記の被保険者証の返納が確認できておりません。現在もお持ちの場合は、お手数ですが至急同封の返信用封筒にてご返却ください。
なお、すでに事業主等へ返却または滅失等お届けされている場合は、行き違いですのでご容赦ください。

記

被保険者証の記号・番号
事業所名称
被保険者氏名
返納対象者氏名

全国健康保険協会
愛知支部

一般書留 1月11日受取確認

○本案内は資格喪失後の保険証使用防止を目的にお客様へご案内しております。資格喪失日および扶養認定解除日以降は、被保険者証は使用できません。
○当該被保険者証を使用し、医療機関等を受診された場合、医療費の保険負担分（総医療費の7割～9割）を返還していただくこととなります。
○高齢受給者証、限度額適用（標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの場合はあわせてご返納ください。
○ご不明な点がございましたら当協会支部までお問い合わせください。

保険証返納催告文書 (事業所向け)

機密性3

令和3年3月

450-6363
名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋 23階
全国健康保険協会 愛知支部

健康保険被保険者証（保険証）の回収についてのご案内

平素より全国健康保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、退職等の健康保険資格喪失後は、保険証を使用して医療機関等へは受診できません。誤って使用された場合は、保険診療分（7～9割）を後日返還していただく場合がございます。
つきましては、それらを未然に防止するためのチラシを送付いたしますので、お忙しい所大変恐縮ではございますが、貴事業所の従業員の方に対し、保険証の取り扱いについて、ご指導いただきますようお願い申し上げます。
保険証の回収につきましては、保険料負担の軽減につながりますので、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

●お問い合わせ先
450-6363
名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋23階
全国健康保険協会 愛知支部
業務第二グループ
電話 052-856-1490
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始除く)

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

事業計画	iii) 納付期限および納付約束期日の管理を徹底、保険者間調整の積極的活用や高額債権や悪質な債務者に対して法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る
K P I	①資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率対前年度以上 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) (下期) ・納付書送付時に保険者間調整案内チラシを送付 ・高額債権について、催告サイクルを早めるとともに、保険者間調整が見込まれる者には訪問催告等を実施 ・悪質な債務者に対して費用対効果を踏まえ法的手続きを実施

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

生活習慣病予防健診の受診率向上	
事業計画	i) 【強】健診受診環境の向上を促進するため、契約健診機関の増加を図る
K P I	<ul style="list-style-type: none">○被保険者（40歳以上） （受診対象者数：981,956人）○被扶養者 （受診対象者数：276,325人） ・生活習慣病予防健診実施率：54.0% （実施見込者数：530,000人）
具体的な取組み 目標数値 等	<p>（上期）（下期）</p> <ul style="list-style-type: none">・年間を通じて新規契約機関の募集および契約勧奨 年間目標8機関

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

事業所健診データ取得数の向上	
事業計画	i) 【強】外部委託業者を活用し、同意書を取得した事業者健診結果データの取り込みを実施する
KPI	<ul style="list-style-type: none">○被保険者（40歳以上） （受診対象者数：981,956人）○被扶養者 （受診対象者数：276,325人）・事業者健診データ取得率：10.2% （取得見込者数：100,000人）
具体的な取組み 目標数値等	<p>（上期）（下期）</p> <ul style="list-style-type: none">・生活習慣病予防健診未実施事業所に対する勧奨時に同意書提出勧奨を実施

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

機密性2

従業員の皆様の健康を守りましょう

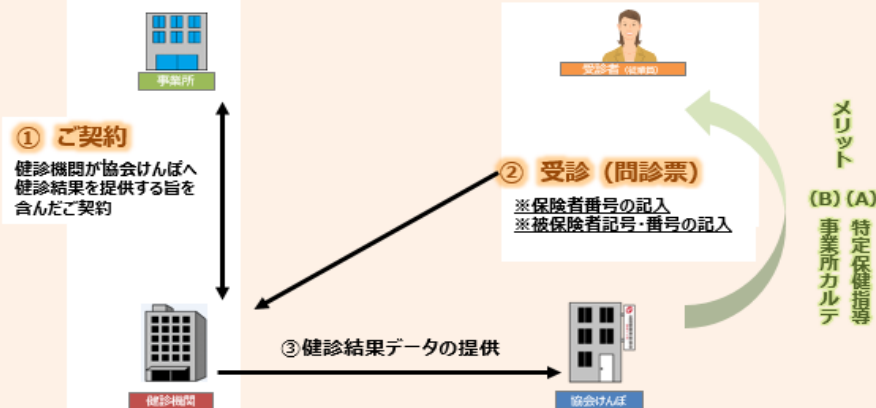
協会けんぽに加入する40歳以上の方の

事業者健診結果を協会けんぽに提供ください

生活改善が必要な方に、特定保健指導を提供いたします

事業主様へ

- ① 事業者健診のご契約の際は、
「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約をお願いします。
- ② 健診受診時に従業員様に保険証をご持参いただくようご説明をお願いします。



事業主様に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、予め契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに直接提供されます。

提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

- (A) 健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を行います。
- (B) 事業所の健康度を見える化した事業所カルテを提供します。

健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫です！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

事業者健診結果
提供依頼チラシ

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

特定健診の受診率向上	
事業計画	i) 【強】受診環境向上のため、女性の趣向を考慮した会場での集団健診や、商業施設等での集団健診を実施する
K P I	<ul style="list-style-type: none">○被保険者（40歳以上） （受診対象者数：981,956人）○被扶養者 （受診対象者数：276,325人） ・特定健康診査実施率：36.2% （実施見込者数：100,000人）
具体的な取組み 目標数値 等	（上期）（下期） ・集団健診の公募、健診案内発送業務の実施

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

被扶養者
(ご家族)様

令和3年度 協会けんぽ
(令和3年4月~令和4年3月)

特定健康診査申し込みの流れ

Step1

健診機関を選ぶ

同封の健診機関一覧表または集団健診日程表から選んでください。



パソコン
スマホから

協会けんぽ愛知支部 特定健診 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/>



Step2

健診機関へ予約(電話)

自己負担金額は**無料**または**500円**

※上記の自己負担金額は令和3年2月1日時点のものです。実際の金額は、ご予約の際に健診機関にご確認ください。

Step3

健診を受診する

健診当日は**受診券**と**健康保険証**が必要です

生活習慣病は自覚症状なく進行します。
年度に一度だけ補助の出るこの機会にぜひお受けください。

特定健康診査とは

協会けんぽに加入されている40歳から74歳までの被扶養者(ご家族)の方が受ける健康診断です。

検査項目

項目	検査の内容	基準値から外れた場合に考えられる主な病気
診察等、問診、身体計測	視診、触診、聴打診、身長、体重、腹囲	—
血圧測定	血圧	高血圧症・動脈硬化・心疾患・脳卒中など
血液中脂質	中性脂肪や善玉・悪玉コレステロール	動脈硬化・脂質異常症など
肝機能	肝細胞の酵素	肝臓の病気など
血糖	空腹時血糖またはHbA1cまたは随時血糖*	糖尿病など
尿検査	尿糖、尿蛋白	腎臓の病気など

●詳細な健診……(心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査)…医師の判断等により追加で実施。
(詳細な健診はすべての方が対象ではありません。)

* 随時血糖を測定する場合は、食事開始後3.5時間以上経過していること。

特定保健指導

健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、改善が必要と判定された場合に実施します。
専門の保健師等が生活習慣改善に向けて面談をさせていただきます。

健診機関の選び方

「集団健診日程表」から選ぶ場合



- 料金は一律**無料**
- あらかじめ決められた場所・日時での受診となります
- 予約は先着順で、定員には限りがございます

ホームページで日程表をご覧になるにはこちら



「お近くの健診機関一覧表」から選ぶ場合



- 料金は**無料**もしくは**500円**
- ご都合の良い日時・健診機関で受診することができます

県内全ての健診機関をご覧になるにはこちら



※上記の自己負担金額は、令和3年2月1日時点のものです。実際の金額は、ご予約の際に健診機関にご確認ください。

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

特定保健指導の実施率の向上	
事業計画	i) 【強】健診機関における健診当日の保健指導の実施および初回面談の分割実施、3ヶ月評価、ICT（情報通信技術）を活用した保健指導を推進する
KPI	<p>特定保健指導の実施率：21.0%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（指導対象者数：127,260人） <ul style="list-style-type: none"> ・実施率：21.7%（実施見込者数：27,615人）（内訳） <ul style="list-style-type: none"> ・協会保健師実施分：7.9%（実施見込者数：10,000人） ・アウトソーシング分：13.8%（実施見込者数：17,615人） ○被扶養者（指導対象者数：8,600人） <ul style="list-style-type: none"> ・実施率：11.0%（実施見込者数：945人）
具体的な取組み 目標数値等	<p>（上期）（下期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関の保健指導実施数を向上すべく実地調査等を通じて勧奨を実施 ・健診機関の保健指導担当者と合同の研修会を実施

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

コラボヘルスの推進	
事業計画	i) 【強】各種団体・生命保険会社等との連携並びに新聞広告等を行い、健康宣言事業所の拡大を図る
K P I	健康宣言事業所数 : 5, 400事業所以上
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) (下期) ・ 広報誌の掲載、新聞広告の活用 ・ 生保・損保・関係団体との連携 ・ 未宣言事業所への文書による勧奨

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

健康宣言書

■下記の項目にご記入の上、FAXにてご応募ください



取り組み項目一覧表から
3つ以上
選んで
チェック
してください。

下記項目に取り組むことを宣言します

- 健康を全社員受診** (この項目は必須です)
【40歳以上、協会けんぽの生活習慣病予防健診以外を実施している場合は、健診データを提供します】
- 法令を遵守** (この項目は必須です)
【過去1年間および取り組み期間中、社員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしません(自主申告)】

<p>オススメ!</p> <p>1 受診勧奨の取り組み ★★ ～健診と事後措置～</p> <p>オススメ!</p> <p>2 ご家族の健診受診を後押し! ★ (“ご家族にも健診プロジェクト”へ参加)</p> <p>3 ストレスチェックの実施 ★</p> <p>4 健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)</p> <p>5 管理職及び一般社員それぞれに対する教育機会の設定</p> <p>6 適切な働き方の実現</p> <p>7 コミュニケーションの促進</p> <p>8 病気の治療と仕事の両立支援 ★</p>	<p>オススメ!</p> <p>9 特定保健指導の実施 ★</p> <p>10 食生活の改善</p> <p>11 運動機会の促進</p> <p>12 女性の健康保持・増進に向けた取り組み</p> <p>13 社員の感染症予防 ★★</p> <p>14 長時間労働への対策 ★</p> <p>15 メンタルヘルス不調者への対応 ★</p> <p>16 受動喫煙対策(禁煙又は分煙) ★</p> <p>その他 (独自) <input type="checkbox"/></p>
--	---

★は協会けんぽの表彰における重点取組事項です ☆は愛知労働局における重点取組事項です

宣言日 令和 年 月 日 事業主名 肩書 (代表取締役など) 氏名

事業所名 電話番号

健康づくりご担当者様お名前



ご担当者様の健康保険証の記号・番号

メールマガジン登録用メールアドレス 裏面の利用規約に同意のうえメールマガに申し込みます。

協会けんぽ愛知支部ホームページでの掲載を希望しない

※健康宣言をされた事業所名と所在地(市町村名)を掲載します。掲載を希望しない場合に限りチェックをお願いします。

FAXにて協会けんぽへ送信ください FAX 1052-856-1491

一度、宣言書をご提出いただければ、翌年度以降の更新手続きはございません(自動継続) 全国健康保険協会 愛知支部 協会けんぽ

「健康宣言」

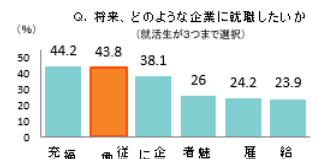
少子高齢化による働き手不足が進む中、健康経営®️に取り組む企業が増えています。
協会けんぽでは、多くの企業様が健康経営®️に取り組みやすいよう
見える化フォーマットとして「健康宣言」をご用意。参加企業を募集しています!

※健康経営®️とは 社員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に社員の健康づくりに取り組むことで
会社の生産性向上を目指す経営手法のこと。
「健康経営®️」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です

◀️「健康宣言」から始める「健康経営」▶️

■ 選ばれるのは「社員を大切にできる会社」

ご存知ですか。就活生が就職先に求めるもの、それは「給料」より「健康や働き方」なんです。社員の健康を考え取り組むことは、今いる社員を守るだけでなく、新たな人材獲得にもつながります。



「健康宣言」で自社の健康づくりを宣言し、PRしながら取り組みましょう!

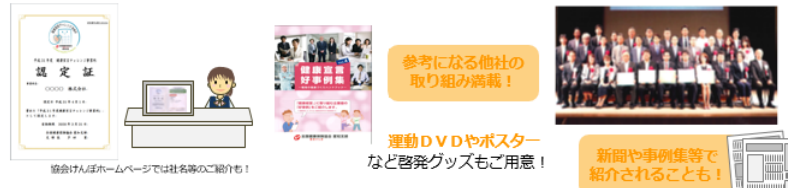
出典：経済産業省「第13回健康経営WG事務局説明資料①」より上位6項目を抜粋

■ 「健康宣言」なら、簡単に始められる & 社内外にPRしやすい!

社員の健康づくりの基本である健康診断をしっかりと実施。あとは中面の項目一覧から3つ以上選ぶだけ! **具体例から貴社にあった取り組みを選ぶ**ので、簡単にスタートできます。

.....宣言すると協会けんぽもサポート!.....

- 1 受付等に提示してPRできる「健康宣言チャレンジ認定証」
- 2 取り組みに活用「健康宣言好事例集」
- 3 優秀な事業所を表彰する制度「健康宣言優良事業所表彰」



・愛知銀行・中京銀行・名古屋銀行での **金利優遇サービス**もあります!
融資の申込時に認定証(写)を各行に持参いただくことで、ローンが優遇されます。(詳細については各行にお尋ねください。)

全国健康保険協会 愛知支部 協会けんぽ

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取り組み事項

コラボヘルスの推進	
事業計画	iii) 【強】健康宣言後の継続的な取り組みを支援するため、好事例の取り組みの水平展開や関係団体・自治体と協働した表彰等の各種フォローアップ事業を行う
K P I	健康宣言事業所数 : 5, 400事業所以上
具体的な取り組み 目標数値 等	(上期) ・健康宣言優良事業所表彰式の実施 ・(次年度以降) 県と連携した表彰制度の調整 (下期) ・(次年度以降) 県と連携した表彰制度の調整 ・好事例集の作成・送付 ・次年度フォローアップの検討

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

健康宣言 サポートBOOK

健康づくりに活用できる
協会けんぽのサポートメニューを紹介！

目次

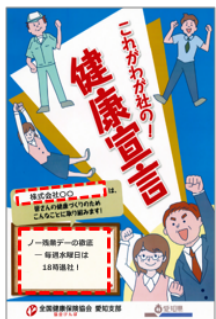
1. 社内・社外への周知に「認定証」を掲示
2. 協会けんぽの健康づくり事業
3. 健康宣言のメリット

2021.4

1 社内・社外への周知に「認定証」を掲示

「健康宣言チャレンジ認定証」と健康宣言ポスターの使い方

赤字のように記入！



認定証とともに目にふれるところに掲示！

◆ 掲示板で



◆ 受付で



◆ ホームページで



社内・社外にむけて
「健康宣言中」を
アピールしましょう！

目標は1年ごとに見直しましょう

毎年4月頃に健康宣言を一年間実施していただいた振り返りとして実施報告書の提出をお願いしております。実施できたことできなかったことを把握して来年度の取り組みにつなげましょう。



「健康経営」に取り組む企業様の
「好事例」をご紹介します。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	
事業計画	iv) 健康保険委員に対し、オンライン研修等の実施や委員向け広報誌の配信により情報提供を行う
K P I	健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合 ： 46.2%以上
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) ・ 研修動画の作成・アップ ・ 健康保険委員向け広報誌の作成 (下期) ・ 健康保険委員向け広報誌の作成 ・ 日本年金機構と協働して健康保険委員・年金委員合同表彰式を開催(11月) ・ 開催に伴う事前準備

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	
事業計画	vi) 健康保険制度をはじめとした協会けんぽ事業の理解促進のため、学生等の若年層に出前講座を実施する
K P I	健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合 ： 4 6 . 2 %以上
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) (下期) ・ 愛知大学との共同企画ホワイト企業探訪記の実施

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

事業計画	vii) 小学生・保護者世代に健診の重要性を啓発するため、愛知県等と連携し、小学生を対象としたポスターコンクールを実施する
K P I	健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合 ：46.2%以上
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) ・優れた作品を商業施設等に掲示し、健診の普及啓発を行う

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項



令和3年度
ポスターコンクール
最優秀作品

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

ジェネリック医薬品の使用促進	
事業計画	i) 【強】協定自治体と連携し、医療機関や薬局向けに、自院のジェネリック医薬品の使用割合を見える化したツールをジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る
K P I	愛知支部のジェネリック医薬品使用割合 ： 79.5%以上
具体的な取組み 目標数値 等	(上期) (下期) ・ 「見える化したツール」の作成 ・ 協定先の自治体と連携して、医科・薬局にツールを送付

令和3年度愛知支部事業計画及び具体的な取組み事項

医療費適正化に向けた取組み	
事業計画	<ul style="list-style-type: none">i) 【新】医療資源を効果的に活用するため、花粉症薬等の処方継続的に受けている加入者に対して、セルフメディケーションを実施するii) 【新】医療資源を効果的に活用するため、お薬手帳の持参率が低い加入者等に対してお薬手帳の持参やかかりつけ薬局等のメリットの案内文書を送付し、お薬手帳の持参を促す
K P I	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する
具体的な取組み 目標数値 等	(下期) <ul style="list-style-type: none">・花粉症薬等の処方継続的に受けている加入者等に対して、啓発通知を送付し、セルフメディケーションを促進・お薬手帳の持参率が低い加入者等に対して、お薬手帳の持参・かかりつけ薬局等のメリットを通知し、お薬手帳の持参を促進

1. 基盤的保険者機能

(1) 健全な財政運営

[新] 協会の保険財政について、加入者・事業主にご理解いただくため、広報誌等を通じて協会決算や今後の見通しについて情報発信を行う

(2) サービス水準の向上

- i) 現金給付において、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する等、速やかな支払いを行う
- ii) 自治体や医療機関への申請書類の備付け等により郵送化を促進し、加入者や事業主の利便性の向上および負担の軽減を図る

【KPI】 サービススタンダードの達成状況 100%維持
【KPI】 現金給付等の申請に係る郵送化率 98.2%以上

(3) 限度額適用認定証の利用促進

オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員等に対して広報誌やチラシを活用して繰り返し広報を行うとともに、医療機関への文書依頼や市町村との連携等を通じて、加入者へ限度額適用認定証の利用を案内する

(4) 現金給付の適正化の推進

- i) 不正の疑われる申請について重点的に審査を行う
- ii) 不正の疑いのある事案について、保険給付適正化プロジェクト会議等による協議を経て、事業主への立入検査等を実施する
- iii) 傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する

1. 基盤的保険者機能

(5) 効果的なレセプト点検の推進

- i) レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む
- ii) 無資格や業務上等、給付適用外の請求への対応および第三者行為に係る求償事務を適切に実施し、保険給付の適正化を推進する

【KPI】① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

② 【新】協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

(6) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）等の申請について、患者や施術者への文書照会を積極的に行うとともに、柔整審査会において重点的に審査を実施する等、適正受診の啓発を強化する

【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下

(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る

令和3年度 愛知支部事業計画

1. 基盤的保険者機能

(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- i) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者への返納催告を行うことを徹底する。また、事業主等への保険証回収の周知徹底、および保険証回収不能届を活用した電話催告等により、債権の発生を未然に防ぐ
- ii) 【新】保険証の未回収が多い事業所に対し、データを活用して文章等による資格喪失届への保険証の添付の徹底を周知する
- iii) 納付期限および納付約束期日の管理を徹底し、債権回収を確実に行うとともに、保険者間調整の積極的活用や高額債権や悪質な債務者に対して法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る
- iv) 外国人加入者に対して8か国語でのチラシを用いて資格喪失時の保険証返却の必要性を周知する

【KPI】資格喪失後1か月以内の保険証回収率対前年度以上

【KPI】返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

- i) 【新】マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する
- ii) 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う

【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率：92.7%以上

(10) 業務改革の推進に向けた取組み

- i) 【新】現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する
- ii) 【新】業務量の多寡や優先度を考慮した事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する

2. 戦略的保険者機能

(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
上位目標：糖尿病性腎症による年間新規透析患者数の減少を目指す

① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：981,956人）
 - ・生活習慣病予防健診 受診率54.0%（受診見込者数：530,000人）
 - ・事業者健診データ 取得率10.2%（取得見込者数：100,000人）

- 被扶養者（受診対象者数：276,325人）
 - ・特定健康診査 受診率36.2%（受診見込者数：100,000人）

■ 健診の受診勧奨対策

≪生活習慣病予防健診の受診率向上≫

- i) [強] 健診受診環境の向上を促進するため、契約健診機関の増加を図る
- ii) 外部委託業者を活用した新規適用事業所等に対する受診勧奨を実施する
- iii) 被保険者個人に対する受診勧奨を実施する
- iv) 集団健診を開催し、健診受診機会の拡大を図る

≪事業者健診データ取得数の向上≫

- i) [強] 外部委託業者を活用し、同意書を取得した事業者健診結果データの取り込みを実施する
- ii) 健診機関や外部委託業者等を活用した同意書の取得を推進する
- iii) 事業者健診データ提供に応じる健診機関を拡大する

≪特定健診の受診率向上≫

- i) [強] 受診環境向上のため、女性の趣向を考慮した会場での集団健診や、商業施設等での集団健診を実施する
- ii) 新規加入被扶養者に対する受診勧奨を実施する
- iii) 未受診者への受診勧奨を実施する
- iv) 協定自治体と連携した合同での集団健診を実施する

【KPI】生活習慣病予防健診実施率：54.0%以上

【KPI】事業所健診データ取得率：10.2%以上

【KPI】被扶養者の特定健診受診率：36.2%以上

2. 戦略的保険者機能

②特定保健指導の実施率の向上

■被保険者（特定保健指導対象者数：127,260人）

- ・特定保健指導 実施率21.7%（実施見込者数：27,615人）
（内訳）協会保健師実施分 7.9%（実施見込者数：10,000人）
アウトソーシング分 13.8%（実施見込者数：17,615人）

■被扶養者（特定保健指導対象者数：8,600人）

- ・特定保健指導 実施率11.0%（実施見込者数：945人）

■特定保健指導の受診勧奨対策

- i) **〔強〕 健診機関における健診当日の保健指導の実施および初回面談の分割実施、3か月評価、ICT（情報通信技術）を活用した保健指導を推進する**
- ii) 外部委託業者を活用した特定保健指導（平日、夜間休日、県外在住者）の拡充を図る
- iii) 体験型集団指導による特定保健指導を実施する
- iv) 集団健診と特定保健指導の同時実施を推進する

【KPI】 特定保健指導の実施率 : 21.0%以上

③重症化予防対策の推進

- 未治療者のうち、より重症域と判定される者への受診勧奨（二次勧奨）実施見込者数 5,160人
〔強〕 外部委託を活用し、受診勧奨を実施する

【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合：11.8%以上

■糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- 外部委託を活用し、受診勧奨および保健指導を実施する

2. 戦略的保険者機能

④ コラボヘルスの推進

- i) **【強】 各種団体、生命保険会社等との連携並びに新聞広告等を行い、健康宣言事業所の拡大を図る**
- ii) 事業所の健康経営に対する意識を高めるため、健診結果データが見える化したヘルスアップ通信簿を送付する
- iii) **【強】 健康宣言後の継続的な取組みを支援するため、好事例の取組みの水平展開や、関係団体・自治体と協働した表彰等の各種フォローアップ事業を行う**

【KPI】 健康宣言事業所数を5,400事業所以上とする

- ### ⑤ 保健師の専門性を活かした加入者の健康増進育成プログラムを活用して保健師の育成を図り、加入事業所に対し健康づくり支援を行う

2. 戦略的保険者機能

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- i) 広報計画に基づき、協会が実施する事業等を加入者や事業主へわかりやすく広報する。また、広報の効果を高めるために、必要に応じてプレスリリースの実施、並びに関係団体や自治体との連携を図る。
- ii) **【新】医療資源を効果的に活用するため、自治体と連携し、加入者に対してこども医療費の仕組み等の啓発を行う**
- iii) 協会と事業所の橋渡し役となる健康保険委員を増加させるため、大規模事業所や新規適用事業所、および健康宣言事業所等を中心に勧奨を行う
- iv) 健康保険委員に対し、オンライン研修等の実施や委員向け広報誌の配信により情報提供を行う
- v) 外国人加入者に対して健康保険制度の案内チラシを活用することにより、健康保険委員のサポートを行う
- vi) 健康保険制度をはじめとした協会けんぽ事業の理解促進のため、学生等の若年層に出前講座を実施する
- vii) 小学生およびその保護者世代に健診の重要性を啓発するため、愛知県等と連携し、小学生を対象としたポスターコンクールを実施する。なお、優れたポスターについては、商業施設等に掲示し、健診普及啓発の広報を行う

【KPI】健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合：46.2%以上

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- i) **【強】協定自治体と連携し、医療機関や薬局向けに、自院のジェネリック医薬品の使用割合を見える化したリーフレットを送付し、ジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る**
- ii) **【強】加入者にジェネリック医薬品軽減額通知等を送付し、ジェネリック医薬品の使用を促進する**
- iii) **【強】ジェネリック医薬品の使用割合が低い小児に対して、広報誌により啓発を行う**
- iv) 「ジェネリックカルテ」等の分析結果を活用した広報や意見発信を行う

【KPI】ジェネリック医薬品使用割合：79.5%以上

(4) インセンティブ制度の取組み

インセンティブ制度の5項目について、広報誌等を活用し、加入者・事業主にわかりやすく広報を行う

2. 戦略的保険者機能

(5) 医療データを活用した地域の医療提供体制等への働きかけ

- i) 協会の保有データや地域ごとの診療行為の分析ツール等を活用し、加入者の受診傾向や医療費動向についての要因分析を行う
- ii) 医療データ等の分析結果を踏まえ、加入者が必要とするサービスを適正に享受できる医療提供体制となるよう、引き続き全区域の地域医療構想調整会議（推進委員会）に参画し、エビデンスに基づく意見発信を行うとともに、加入者や事業主等へ情報提供を行う
- iii) 口腔ケアの生活習慣病等への効果を計る3カ年コホート調査の最終年度にあたり、1年目に協力いただいた事業所に対して、再度出張歯科健診および歯科保健指導を行い、効果を検証する
- iv) 健康課題を見える化した「自治体カルテ」等を自治体へ提供し、自治体が行う地域住民への健康増進事業をサポートする

【KPI】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

(6) 医療費適正化に向けた取組み

- i) 【新】医療資源を効果的に活用するため、花粉症薬等の処方を継続的に受けている加入者に対して、セルフメディケーションを促進する
- ii) 【新】医療資源を効果的に活用するため、お薬手帳の持参率が低い加入者等に対してお薬手帳の持参やかかりつけ薬局等のメリットの案内文書を送付し、お薬手帳の持参を促す

3. 組織体制の強化

(1) 人材育成

- i) 「職場で育てる」組織風土と「自ら育つ」成長意欲を醸成するため、OJTを中心に各種研修を効果的に組み合わせ、人材育成を行う
- ii) **【強】グループ長補佐が中心となり、職員の多能化と生産性の向上を図る活動を進めることにより、グループ長補佐をはじめとする管理職のマネジメント能力の向上を図る**

(2) リスク管理

情報セキュリティ規定に基づく適切な管理運営により、加入者情報を厳格に取り扱い、リスク管理の徹底を図る

(3) コンプライアンスの徹底

コンプライアンスを遵守し、加入者や事業主から信頼される事業運営を行う

(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- i) 調達における競争性を高めるため、多くの業者が参加しやすい環境を整備するとともに、応札の少ない案件については参加しなかった業者にアンケート等を実施し、一者応札案件の減少に努める
- ii) 少額であっても可能な限り一般競争入札、またはホームページ等で調達案件の公示により広く見積書を募り、経費の削減に努める
- iii) 倉庫保管書類の整理を進め、経費の削減に努める

【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合を20%以下